

○延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備の基準

令和 3 年 3 月 1 8 日

高安消組消防局告示第 1 号

高崎市・安中市消防組合火災予防条例（平成 1 1 年高広振組条例第 1 2 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく急速充電設備について、条例で定める位置、構造及び管理の基準によらなくとも延焼を防止するための措置が講じられているものとして、消防局長が認める基準は次のとおりとする。

- 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で 2. 0 ミリメートル以上、または鋼板で 2. 3 ミリメートル以上であること。
- 2 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
- 3 筐体の体積 1 立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約 1 2 2 キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。